

## 現場解決型「農業ドクター」派遣研究募集要領

平成20年1月30日 制 定  
平成21年4月14日 一部改正  
地方独立行政法人  
青森県産業技術センター  
農林総合研究所

### (趣旨)

第1条 この要領は、農業関係者が現場で抱えている課題について、農業関係者の要請を受けて、青森県産業技術センター農林部門(以下、「産技農林」という。)研究員(以下、「農業ドクター」という。)が現場で研究し、課題解決するのに必要な事項を定めるものとする。

### (研究の内容)

第2条 課題解決に当たり産技農林が行う主な内容は、別表の欄に掲げるとおりとし、農業ドクター派遣に要する費用は、産技農林で負担するものとする。

### (研究の申し込み)

第3条 現場で抱えている課題の解決を要請する者(以下「要請者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内に在住する農業関係者(個人、団体を問わない)であること
- (2) 農業ドクターの処方箋に基づき、これを実施するのに必要な肥料・農薬等の経費、労力の一切を負担できること
- (3) 処方箋に基づいた適切な栽培及び飼養管理等を実施できること

### (研究期間)

第4条 研究期間は、原則として1年以内とする。

### (要請)

第5条 要請者は、現場解決型「農業ドクター」派遣研究要請書(第1号様式)を、農林総合研究所長に原則として2月20日までに提出するものとする。

### (決定)

第6条 農林総合研究所長は、前条の要請に係る研究内容が産技農林の業務と密接な関係にあり、解決することが適当であると認めるときは、現場解決型「農業ドクター」派遣研究受託書(第2号様式)により実施を決定するものとする。この場合、農林総合研究所長は、必要な条件を付することができるものとする。

( 同意書 )

第 7 条 要請者は、研究を受け入れるに当たり、農林総合研究所長に同意書( 第 3 号様式 ) を提出しなければならない。

( 事故・災害 )

第 8 条 研究実施中における災害・事故及び研究の結果発生した損失等については、産技農林は賠償の責めを負わない。

( 研究の中止 )

第 9 条 農林総合研究所長は、要請者が次の各号のいずれかに該当するときは、研究を中止するとともに、事由を付して通知するものとする。

( 1 ) 要請者がこの要領に定めるところに反したとき

( 2 ) 研究の継続が困難であると認めたとき

( 3 ) その他、農林総合研究所長が研究を停止する必要があると認めたとき

( 成果の取扱い )

第 1 0 条 要請者が研究によって得られた成果を発表するときは、あらかじめ農林総合研究所長の承認を得なければならない。

( 特許等 )

第 1 1 条 得られた成果等により特許等を取得する場合は、別途定めることとする。

( その他 )

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、研究を遂行する上で必要な事項は農林総合研究所長が別に定めるところによる。

( 附則 )

この要領は平成 2 0 年 1 月 3 0 日から施行する。

( 附則 )

この要領は平成 2 1 年 4 月 1 4 日から施行する。

別表（第2条関係）

研究の内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 処方箋の提示と研究の実施</li><li>・ その他要請された内容に係る指導・助言</li><li>・ 対象作物等は水稲、畑作、野菜、果樹、花き、畜産、きのこ</li></ul>

## 現場解決型「農業ドクター」派遣研究要請書

農林総合研究所長 殿

要請者 住所  
TEL  
氏名

印

下記のとおり、要請します。

記

農場住所	
氏名	(年齢 歳)
概要	1. 作目 2. 研究してもらいたい内容(何が問題で、何を解決してほしいのかを具体的に)
研究期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(個人情報については、目的以外には使用しません。)

## 現場解決型「農業ドクター」派遣研究受託書

要請者 住所

氏名 殿

農林総合研究所長

### 現場解決型「農業ドクター」派遣研究について

年 月 日付けで要請があったこのことについては、下記のとおり実施することに決定しました。

つきましては、別紙同意書の内容を確認し、押印の上、返送願います。

### 記

- 1 研究内容
- 2 担当研究員
- 3 研究期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 （特に条件を付した場合に記載）

## 同意書（例）

農林総合研究所長 殿

要請者 住所  
氏名

印

月 日付け青産農総第 号で決定した現場解決型研究を受け入れるに当たり、下記の事項について同意します。

### 記

- 1 処方箋実施に必要な肥料・農薬等の経費、労力の一切を負担します。
- 2 処方箋に基づいた適切な栽培及び飼養管理等を実施します。
- 3 災害や事故により発生した損失については、請求しません。
- 4 研究により減収や品質低下等を来した場合の補償については、請求しません。
- 5 マスコミ等への発表は、農林総合研究所長の同意を得て行います。
- 6 特許等については共同で出願することを原則とし、その割合等については別途協議します。

（研究実施内容によっては、事項を変更する）